

香川大学危機管理基本マニュアル（抜粋）

6 危機管理のための組織体制

（1）平常時（日常）

危機管理委員会を常設し、委員会を定期的に開催するとともに、情報収集、分析、防止策等について継続して検討する。

① 危機管理委員会

香川大学危機管理規則第6条に定める危機管理委員会は、以下のとおりとする。

学長は必要に応じ、各部局等の長を委員に加える。

表1 危機管理委員会のメンバー及び担当表

委 員	担 当	担当の室・組織
学長	最高責任者	経営管理室
理事（総務・財務・環境担当）	涉外関係	経営管理室
理事（教育担当）	学生関係	教育・学生支援室
理事（学術・広報担当）	メディア関係	経営管理室、広報センター
理事（教育改革・計画担当）	教育改革・計画関係	経営管理室
理事（医療担当）	医療関係	教育・学生支援室、保健管理センター
理事（労務担当）	法務・職員関係	経営管理室
理事（総務・財務・環境担当）	財務・施設関係	経営管理室 環境管理室
副学長（国際・連携担当）	学外機関・留学生関係	学術室、インターナショナルオフィス、危機管理研究センター
副学長（情報担当）	情報関係	経営管理室、総合情報センター

※ 資料1「組織の移行図」を参照

② 危機管理委員会の役割

- ア リスク情報の収集とその分析
- イ 想定されるリスクの洗い出し、評価と優先順位付け
- ウ 順位付けたリスクへの対応策の検討、立案、実施
- エ 危機管理マニュアルの作成、見直し、学内浸透
- オ 役員、職員への教育・訓練の実施
- カ 大学を取り巻くリスク動向の把握や報告
- キ 緊急時の危機対策本部の組織体制、活動内容、意思決定方法づくり
- ク 緊急時の情報伝達システムの整備
- ケ 危機対策本部を設置する時の場所の確保、備品、通信機器の準備
- コ **防犯カメラにより記録された画像の管理**